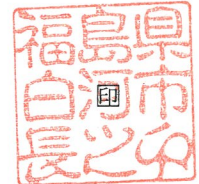


質 問 回 答 書

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

(発注者)

福島県白河市長 鈴木 和夫



工事等の番号 第 6 2 1 2 4 号

工事等の名称 複合施設整備事業敷地造成工事

令和 6 年 1 1 月 2 5 日付けの質問について、下記のとおり回答します。

番 号	回 答 事 項	備 考
1	<p>・特記仕様書、第 10 章 14 作業工程「時間帯は 9 時～16 時半まで」とありますが、土木工事積算基準にある「時間的制約を（著しく）受ける場合」の労務単価補正はされているのでしょうか？ご教示願います。</p> <p>（回答）特記仕様書の記載誤り。8 時～17 時まで作業可能と判断できるので、「時間的制約を（著しく）受ける場合」の労務単価補正は行っておりません。</p>	
2	<p>・頁 0-0133、施工第 0-0008 号表の化粧型枠（材料費）単価を公表願います。</p> <p>（回答）建設物価及び積算資料の令和 6 年 10 月号「型番 SR-03 石布積み」の単価の平均値を採用しています。</p>	

□回答は、対象とする業者全てに周知すること。